

西欧中世比較史料論研究：平成19年度研究成果年次 報告書

岡崎，敦
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

城戸，照子
大分大学経済学部：教授

丹下，栄
下関市立大学経済学部：教授

足立，孝
弘前大学人文学部：准教授

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932625>

出版情報：2008-03
バージョン：
権利関係：

3. 中世初期史料論の可能性

—最近の業績から—

丹下 栄

「史料論」という、その意味が必ずしも確定していない語を、ここでは仮に、単に史料そのものについての情報を問題にするのではなく、テキストとしての史料とその書き手、そして読み手（歴史家）との関わりに（何らかの意味で）自覚的であろうとする言説・志向という意味で用いる。とすれば、この稿で取りあげるべき論考とは中世初期に関わるほとんどすべて、とならざるをえない。なぜなら、近年めざましく進展してきた中世初期の見直しはすべて、すでに知られていた史料を新しい視点から読みなおす営みと密接に関連し、したがって近年の（ほとんど）あらゆる業績は（自分なりの）史料論的考察を含んでいる（含まざるをえない）からである。しかしここで中世初期に関するあらゆる業績を取りあげることは不可能である。それゆえここでの課題は、特徴的な業績をいくつか取りあげ、そこからほの見える「史料論」的思考の展開過程をあとづけることに限定される。

このように課題を設定したとき、まず目を向けるべきは加納[2004]であろう。ここで考察の中心となったプラキタとは王法廷の判決を証書としたもので、王から役人への命令書として作成されていた。この「すぐれてメロヴィング的」な文書形式はルイ敬虔帝の時代にほとんど廃れ、しかしシャルル禿頭王治世下の 860 年代、本来の形式からはかなり逸脱したかたちで一時的に復活する。加納はこの現象が「国王証書として文書化されなくなっていた国王裁判の結果を、国王証書の形式で、すなわち国王の命令として伝えようとする意図を反映」(p.294)していると主張する。すなわちプラキタという形式で裁判の結果を文字化するのは裁判を王が主宰しているというフィクションを作りあげてを意図し、それは当時「ますます肥大化しつつあった司教権力に対して王権の優位性を世俗法の優位を根拠として主張しようとする意思の表れ」(p.308)であったということになる。

この作品は、文書形式学を考察の基盤に置き、プラキタという史料類型の存在を思考の要として中世初期の政治状況の一端に迫ろうとしたという意味で、きわめて正統的な史料論的論考といえる。しかしそれだけではない。加納はここで、シャルル禿頭王（とその宮廷）が判決の記録にあたってプラキタという形式をあえてのは末尾に印璽を持つ形式の故であったと想定している。すなわち、シャルルの戦略にとってなぜプラキタの復活が有効であったか（あるいはプラキタのどこが有効であったか）を問うことによって、彼は（意識してか無意識にかは知らず）近代の文書形式学がプラキタとしてモデル化した形式がシャルル禿頭王の宮廷においてどのような類型として認識されていたのか（どこに着目して類型化されていたのか）という視点を導入した。こうしてわれわれは、文書を作成・利用する者が彼らなりの類型化を行い、しかるべき戦略のもとに文書の形式を選んでいたこと

の意味に、あらためて目を開かされるのである。この地平から歴史を書く者のための類型論（「われわれの類型論」）とともに中世初期の類型論（「彼らの類型論」）もまた存立可能であるという認識まではそう遠くない。そして「彼らの類型論」がもたらす「われわれの類型論」のゆらぎは、何人かの歴史家の作品に微妙に影を落としているように思われる。

影の1つは、記録された行為の内実をそれを記録するドキュメントの形式や性格から逆照射しようとする試みであろう。ブガール[2007]では、イタリアとアルプス以北における裁判文書の変遷過程が比較される。どちらの地域でも裁判文書は7世紀後半からプラキタの形式をとるようになっていた。しかし9世紀に裁判文書はプラキタから離脱する。アルプス以北では緩慢な変化を経て叙述的ノティティアが用いられるようになり、一方イタリアでは、900年以降新しい形式の文書が生まれる。ブガールによれば、カロリング期の「裁判」においては本来の意味での裁決は行われず、裁判文書の機能はまずもって裁判の過程を記録することであり、裁決の内容を明示して訴訟当事者を拘束することは求められていなかった。アルプス以北ではこの流れの延長線上で、裁判文書は「指令」ではなく、「記録」を第1の眼目とするノティティアという形式をとるようになる。一方イタリアでは新しい形式が、しかも急速に普及する。その理由をブガールは、慎重な言いまわしながら、裁判手続きが変化したことではなく、裁判の結果を明確に記録する文書形式が望まれるようになった点に求めている。そしてその背後に専門的裁判官、法学者、さらには彼らを生みだし、あるいは彼らが（自身の生計のために）拡大を図った「新たな裁判手続きと文書作成の市場 *un nouveau marché procédual et documentaire*」の存在が想定される。つまりここでは、アルプスの彼我における裁判文書の違いが（裁判制度そのものよりはむしろ）裁判をとりまく社会的コンテクストを読みとる有力な材料として用いられているのである。

同様の志向は西村[2007]においても明らかである。ここで主要なフィールドとなったサン・サルヴァトーレ修道院（モンテ・アマータ）においては、11世紀初頭以来、何回かにわたって地代リストが作成され、地代徴収の現場で継続的に用いられたと考えられている。これとは別に修道院にはリヴェッロ契約文書が多数伝来するが、これを見ると900年前後に特徴的な変化が起こるのが認められる。すなわち借り主に賦役が課される文書は9世紀末以降消滅し、その一方で10世紀初頭から、地代を巡回してきた徴収人に支払うよう規定する文言が出現する。こうした現象を重ねあわせて西村はこう想定している。修道院とリヴェッロ契約を結んだ保有民のうち、賦役を行わず貨幣貢租のみを負担していた者は所領のなかで特権的地位を占めていた。彼らは毎年決められた時期に修道院に貢租を持参したが、それは自身の特権を領主ともども確認し、共同の記憶とする機会でもあった。しかし貨幣貢租はやがて本来は賦役を負担していた非自由身分の保有民にも普及し、貨幣貢租は特権的地位を担保するものではなくなった。その結果地代の持参という行事が持っていた、特権的地位の相互確認という意味は失われ、保有民はもはや修道院に出向こうとしなくなる。修道院は現地に出向いて貢租を徴収する必要に迫られ、その際に携帯するコンパ

クトな地代リストが継続的に作成された。文書類型や形式が変化していくさまを重ねあわせて、西村は農村における社会関係の一端を説得的に切りこんでいる。

これらの業績に共通するのは史料が内包する狭い意味での「データ」（生産量、貢租の額、等々）ではなく、史料そのもの（あるいはデータを保存する枠組み）の性格や通時的变化から社会のさまを明らかにしようとする方向である。この動向と密接に関連しているのが、史料類型、あるいはそのもととなった史料の「かたち」は決して固定的なものではなく、さまざまなコンテキストのなかで変動しているという認識の深まりである。ここから、ある史料類型の成立過程や射程を通時的枠組のなかで追求しようとする、動的史料類型論とでも言うべきものが生みだされつつある。その典型例はやはり、中世初期に特徴的な史料である所領明細帳をめぐる議論であろう。この史料の性格、例えば、実際の農村景観、所領構造を描写しているのか、それとも単なる規範なのかをめぐってはすでに長い論争の積みかさねがあるが、そのなかで森本[2005]は、サン・ベルタン修道院所領において所領明細帳は所領再編の道具として作成された、言いかえるところでは所領の「現実」が所領明細帳の「記述」に適合するよう改変されていったと主張し、動的視点を導入することで議論の深化に独自の貢献をなした。また J.-P.ドゥヴロワはすでに久しい以前から、所領明細帳（という史料類型）の成立過程をフロドアルドゥス『ランス教会史』の記述をもとに検討し（Devroey [1985]）、領主の農村への関心の展開（農民保有地からの収入確保、さまざまな領民の支配、荘園の構成要素すべての記録）に対応して、所領経営に必要な情報と社会統御のためにどんな情報が必要なのかを明確化され、その全体を盛りこむ形式が整備されることで言葉の本来の意味での所領明細帳が成立したと論じた。

そして現在、ドゥヴロワの関心は「完全な」所領明細帳の成立過程ではなく、それを構成する諸要素がどのような機能を持ち、またどのようなコンテキストと結びついているのかを解明する方向に向いているように思われる。例えば彼はマンスという、所領明細帳に頻出する用語を取りあげ、この語が土地財産を保有農民家族を単位として計る手法が生まれるのが 8 世紀であること、その単位が領主の「内部のドキュメント」では *colonia* と書かれ、一方で公的な文書では *mansus* という語が使われるというように、同じ現象がいわば記録媒体の社会的位置づけに対応して異なった語で記されたことを指摘した。そしてマンスという語が、もともと話し言葉として使われていた「マンス」がカロリンガーによって行政文書ことに用いられるようになり、その過程で意味するところも次第に所領明細帳で使われるようなものへと変化したと論じ、こうした概念（と用語）が領主の関心と農民層のあり方、さらにはドキュメントの社会的機能など、多様なコンテキストの関数として固まっていくさまを追跡した。さらに彼は、これも所領明細帳でしばしば使われる、播種量やユゲラ（1日で犁耕可能な面積をもととの意味とする）による面積表示とポニエ、アルパン等の面積単位を用いた記録とを対比し、前者は耕作者の観察と経験に基づく描写であるのに対して、後者はより普遍的な、いわば上からの視点による描写であると指摘した

(Devroey[2006]pp.410-441) ている。このように、ドゥヴロワにおいて動態的史料類型論は、所領明細帳という史料類型の単なる「サクセスストーリー」を描くのではなく、この史料類型が社会的コンテクストに対応して「ゆらぐ」さまに注目し、いわば土地に注がれたさまざまなまなざしをテキストという母岩からふたたび日の当たるところに換言するための有力な手段となったのである。こうして、史料類型というモデルを固定的・自己完結的なものとしてではなく、さまざまな要素の、いわば「柔らかい結合体」として扱う視点が明らかとなってきた。それはテキストのマイクロ分析をよりいっそう進め、あるいはあるテキストと他のテキストとの関係にわれわれの目を向けさせることとなる。

あるテキストと他のテキストとの関連という問題を立てたとき、すぐ想起されるのはL. ジェニコ[1984]の提言である。聖人伝をはじめとする記述史料においては、印象的な奇蹟や景観描写を先行する作品から借用することが日常的に行われていた。以前から広く知られていた、しかし作品のオリジナリティを尊ぶ近代的著作観からは貶められていたこの事実、ジェニコは積極的な意味を見いだした。彼は『フベルトゥス伝』の作者が『アルヌルフス伝』から借用した、悪魔に取り憑かれた女性が聖人によって祓われるという挿話に着目し、次のように述べた。この奇蹟を語るにあたって、『フベルトゥス伝』の作者は「神の言葉を降り注ぎつつ」などという文言をつけ加え、奇蹟が聖人が民衆に向かって説教しているときに起こったことを明示している。『フベルトゥス伝』において聖人の理想は(『アルヌルフス伝』のように)、単に奇蹟を行う者ではなく説教をする者であった。彼はこれが聖人観の変化に対応している可能性を示唆し、少なくともこの挿話を他の作品からの借用であるという理由だけで検討の対象から外してはならないと説いた (ジェニコ[1984] pp. 58-60)。

ここでジェニコが着目した、先行するテキストの利用(引用、改変、等々)に関しては、梅津[2004]が興味深い視点を呈示している。梅津は『ボニファティウス伝』をとりあげ、聖人の言動のかなりの部分(われわれはそれをボニファティウスの書簡によって知ることができる)が伝記では書かれぬままになっていること、しかし伝記作者は書簡を参照しており、聖人伝に書かれなかった情報も多数認識していた可能性が高いことを指摘する。そしてボニファティウスとフランク人との間にしばしば起こっていた摩擦、軋轢は政治的配慮によってテキストから排除されたと想定している。またボニファティウスの生涯は後代さまざまな作品で言及されているが、そこには聖人の言動について『ボニファティウス伝』には書かれていない情報も登場し、作成にあたっては伝記とともに他の情報源も利用された可能性が高い。こうして梅津は、聖人の情報・記憶が聖人伝以外にも書簡などいくつかのチャンネルによって伝えられ、後代の作家はそれらを取捨選択しつつ、広い意味での「政治的」配慮をも加えてテキストを紡いでいった可能性を指摘するのである。梅津がここで浮きあがらせた、知っていることをあえて書かない「テキストの沈黙」という問題は、期せずしてまったく同時期に発表された佐藤[2004]において中心的論点として扱われてい

る。

梅津と問題意識を共有しながら独自の成果をあげたものとして、多田[2007]にも注目しなければならない。多田はオルレアン近郊、ロワール左岸に位置するミシー修道院に置かれた聖マクシミアヌスの遺骸の来歴を記した 2 種の史料の矛盾に着目し、情報、作者、そして政治的コンテクストとの関係について考察を進めている。すなわち聖遺物は、オルレアン司教テオドゥルフス（彼が荒廃していたミシー修道院を再建した）の『聖ベネディクトゥスの修道士たちへ』（再建に協力したアニアヌのベネディクトゥスらにあてて書かれた）によれば、当時廃墟と化していたミシィで発見された。しかるに『第 1、第 2 聖マクシミアヌス伝』はその末尾で、遺骸はヨナス（テオドゥルフスの後継者）によってオルレアン西方ロワール右岸にある聖マクシミアヌスの庵からミシィに奉遷されたと記している。この矛盾した記述に対して、多田は、「史実」として聖人の遺骨はどこに眠っていたのか、どちらの記述が正しいのかという問題設定を慎重に避け、遺されたテキストの性格や書き手の知的性向を考察するなかから矛盾解決の糸口を見いだそうとする。つまり、聖遺物の奉遷に関わる記述は聖人の伝記一般に較べて実際に起こったできごとを直接に反映している可能性が高いこと、聖人の遺骸はミシーの廃墟で発見されたと記したテオドゥルフスは他の著作からも聖遺物に対して無頓着な人物とは考えられず、他人の遺骸を聖人のそれと取り違えた、あるいはまた聖人の墓所について虚構を記した可能性はいずれも低い（テオドゥルフス自身が作成に関わったと思われる『第 1、第 2 アウイトゥス伝』ではマクシミアヌスの葬儀はミシーで行われ、ただちに埋葬されたと記されている）こと、を指摘し、こう想定する。すなわちマクシミアヌスがどこに葬られているのかについて、当時社会的合意は成立していなかった。そのなかでオルレアン司教とミシー修道院は聖人の遺骸は修道院にあるという世論の形成をめざし、まずテオドゥルフスが遺骸の「発見」、「奉挙」（遺骸の掘り起こし）を行った。しかしこの行事では世論の完全な形成には至らず、ヨナスはあらためて「奉遷」という儀式を行い、聖遺物の所在についての記憶の固定を計った（p.7）、と。ここにはかつて大黒俊二が見通しを述べた「テキストのほころび」から社会的コンテクストを読みとる可能性が、具体的成果となって現れているといえよう。

梅津、多田の作品はいずれも、聖人の行った奇蹟のような、テキスト内部のいわばマイクロな部品がさまざまな場で用いられていくさまに着目し、それが伝えられていくメカニズム、さらにはテキストの「ゆらぎ」から社会的コンテクストを逆照射しようとする点で通いあうものを持ち、それぞれも方向でテキストのマイクロ分析の可能性をさらに推しすすめたものと言えよう。

しかし、テキストのマイクロ分析に終始するのではなく、それが「作品」としての完結性を持つことを思考の原点とした作品も存在する。すでに言及した佐藤[2004]は、トゥールのグレゴリウスの『歴史十巻』においてある殺人件の首謀者をあえて名指ししなかったことをとらえ、免税特権をめぐる王権とトゥール教会との暗闘を浮かびあがらせた。そして佐

藤[2007]では、ルアン司教区に位置するフォントネル、サン・ジェルメール両修道院の記述史料（『フォントネル修道院長事蹟録』、『聖ゲレマルス伝』）に見られる修道院建設地についての言説を比較し、テキストの違いをいかなるコンテキストから説明すべきかに考えをめぐらせる。まず前者は、修道院建設用地を聖書のメタファーをふんだんに含ませながら、一幅の絵を見せるかのように絵画的に叙述した後、その調子を一変させて土地の来歴、あるいはそこにかつて水車が置かれていたことを事務的、即物的に語る。一方後者は、作成にあたっては修道院に保管されていた証書類を参照したと思われるのにもかかわらず、文体の統一は保たれている。つまり聖書（あるいはそれを叙述のプロトタイプとする諸作品）と修道院の権利関係を記録する証書類という2種のテキストを参照しながら、2つの作品は文書的文体の有無という点で大きな差異を示している。佐藤は『フォントネル修道院長事蹟録』における文書的文体の出現を修道院の持つ権利関係の正当化という実際的有効性を持たせることを期待してのことと想定し、『聖ゲレマルス伝』においては聖人の奇蹟力への賛嘆の念が全体を聖人伝のトーンで一貫させることに成功したと忖度する。そして突然、「それぞれの修道士の館を建設する敷地の獲得に関して、二種類の表徴が、中世の申請において同一の正当化能力を有していたと見てはどうしていけないのでしょうか」（p.72）という一文で結ばれる。虚を突かれ、われわれは一瞬呆然とするのだが、佐藤は経理の確保と奇蹟への賛嘆という2つの心性が相反しているという考えがまさに「われわれの類型論」であることを鋭く見抜いている。この視線を生み出したものとして考えられるのは、テキストをひとつの「作品」として、言いかえれば作者の意思によって構築されたものとして分析するマクロ的視点を措いてはありえないと言わねばならない。

そうであれば、最後は（あまりにも）対照的な2つの作品、梅津[2006]と千脇[2007]について記して稿を閉じるべきであろう。梅津はカール大帝が発給したノナントラ修道院の土地財産を確認する文書に現れる *per infite usi* という文字の連なり、つまりテキストの最もミクロな部分に着目し、*infite*、*usi* という2語はラテン語の語彙として存在しないこと、この部分は本来 *infiteusi* という1語で、*emphyteusis*（ローマ法において永借権と訳される）に対応することを指摘したうえで、同時代文書の悉皆調査により、カール大帝期に関する限り *infiteusi*、あるいは *emphyteusis* という語は他の王文書、カピトゥラリアには全く現れないことを確認する。そして以下のように論じる。すなわち、カール大帝の書記局にはこの語を知っている者はおらず、したがってこのテキストを起草したのは王の書記ではなく、受給者たるノナントラ修道院の修道士であり、書記はそれを浄書しただけであると考えなければならない。さらに梅津は、起草者と浄書者が別人の場合、後者の役割はしかるべき人物が読みあげるテキストを「聞こえたままに書き取る」という受動的なものであった。そして、対格を支配すべき前置詞 *per* に続く名詞が *i* という、およそ対格には似つかわしくない字で終わることに無頓着なことからも、カールの書記局でこの草稿を読みあげた者、浄写した者のいずれも高いラテン語能力を持ってはいなかったと判断しなくてはならない。し

かし一方、この時期、文書のテキストには描写の正確さ、文法上の正しさはかならずしも求められていなかった、と。

この作品は論証の進め方（研究史の確認、史料の悉皆調査）において、きわめて伝統的、古典的な姿を見せている。しかし同時に、史料を「史実の記録」としてではなく、まずもって「テキスト」として扱い、そのようなテキスト（ここではラテン語として存在しない語をふくんだラテン文）が書かれた理由を問う姿勢は、千脇[2007]という、一見対象の極みにあるかに見える論考と一脈通じているかに見える。千脇は『ゲルマニア』をいわば閉じられた（完結し、欠落を持たず、内部に矛盾を含まない）テキストであると仮定し、いわばマクロな視点から、例えば農地制度（第26章）や従士制度（第14章）を読み解き、その全体を矛盾なく包みこむ言説の小宇宙を構築しようとした。「史料」をまずもってテキストとして措定し、問題意識の一端（しかしそれは重要な一端である）を供する共有する2つの作品は、分析視角や論証の手続き、なによりも作品の説得力において対照的な姿を示す。しかし結果の対照性をもっぱら分析手法の対照性（梅津はマイクロ分析から出発し、一方千脇はマクロ分析を貫徹しようとした）に由来するのだろうか、いま結論を急ぐべきではないだろう。

引用した業績

Bougard, Fr. [2007] "Genèse et contexte de quelques notices de plaid italiennes (IXe-XIe siècle)", 佐藤彰一（編）『歴史・地図テキストの生成。テキスト/コンテキスト2』名古屋大学 pp.39-48（西村善也訳「9～11世紀イタリアにおける裁判一見記録の生成とコンテキスト」同書 pp.87-92）。

Devroey, J.-P. [1985] "Les premiers polyptyques rémois, VIIe-Xe siècles", *Les grand domaine aux époques mérovingienne et carolingienne*, Gand, pp.78-97.

——[2006] *Puissants et misérables. Système social et monde paysan dans l'Europe des Francs (VIe-IXe siècles)*, Bruxelles.

梅津教孝[2004]「カロリング期の聖者伝——『ボニファティウス伝』を中心に」藤井美男／田北広道（編著）『ヨーロッパ中世世界の動態像——歴史と史料の対話——森本芳樹先生古希記念論集』九州大学出版会, pp.21-42.

—— [2006]「カロリング王文書の作成はどのように行われたのか——797年発給のノナントラ修道院宛ての文書（ChLA., XXXIX, n° 884）作成における dictator と scriptor の役割を通して——」『西洋史学論集』44, pp.1-18.

大黒俊二[2002]「逆なで、ほころび、テキストとしての社会」森明子（編）『歴史叙述の現在——歴史学と人類学の対話』人文書院, pp.286-298.

加納修[2004]「『プラキタ』の復活とシャルル禿頭王の王権」藤井美男／田北広道（編著）『ヨーロッパ中世世界の動態像——歴史と史料の対話——森本芳樹先生古希記念論集』九州大学出版会, pp.93-312.

佐藤彰一[2004]「司教グレゴリウスの沈黙——歴史叙述とその作者——」藤井美男／田北広道（編著）『ヨーロッパ中世世界の動態像——歴史と史料の対話——森本芳樹先生古希記念論集』九州大学出版会, pp.3-20.

——[2007]「メロヴィング期聖人伝における地誌記述についての考察—ルアン司教区の場合—」佐藤彰一（編）『歴史・地図テキストの生成。テキスト/コンテキスト2』名古屋大学, pp.67-72.

L.ジェニコ（森本芳樹監修）[1984]『歴史学の伝統と革新——ベルギー中世史学による寄与』九州大学出版会.

多田哲[2007]「ヨーロッパ初期中世における聖人崇敬と社会——オルレアン周辺地域における聖マクシミヌス崇敬——」『歴史評論』690, pp.2-13.

千脇修[2007]「テキストとしての『ゲルマニア』——農地制度・政治組織・従士制」井内敏夫（編著）『ヨーロッパ史のなかのエリート——生成・機能・限界——』太陽出版, pp.28-57.

西村善矢[2007]「10・11世紀サン・サルヴァトーレ修道院（モンテ・アマータ）における記録作成の変動—リヴェッロ文書から地代帳へ」佐藤彰一（編）『歴史・地図テキストの生成。テキスト/コンテキスト2』名古屋大学, pp.93-99.

森本芳樹[2005]「サン・ベルタン修道院所領明細帳の分析」『西欧中世形成期の都市と農村』岩波書店, pp123-188（初出[1983-84]）